

教職調整額の見直し等に関する「審議のまとめ」^①

主張

新聞全教

解説

文部科学省は、教職調整額制度のあり方について検討するため、「学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議」を設置し、9月8日、「審議のまとめ」（以下、「まとめ」）を公表しました。「まとめ」は、校長権限の拡大、ピラミッド型

の学校運営体制への固執という問題を持ちながらも、「学校が抱える課題に対応した適正な教職員数の確保」を明記し、時間外勤務手当制度を検討課題とするなど、この間の全教の主張

ことは否定できない事実」であり、対処としては、「学校業務の効率化などと併せて、教員の時間外勤務が抑制されるような仕組みを作っていく必要がある」とし、「勤務時間管理を適切に行

て計測することが困難な活動については、教員の職務の専門性などの特殊性を評価するための措置で対応すべきではないかとの意見もある」と、全教の主張を反映しました。

員定数の確保と労働基準法や労働安全衛生法の立場に立った原則的な対応こそが現状を改善する方向であることを示したものです。

今後、文科省は、「まとめ」の具体化を中教審で検討します。「教育振興基本計画」に財政的な目標を盛り込めなかった経過をみても、行革推進法や財政当局

長時間勤務の抑制に言及 勤務時間の適切な把握を

をも踏まえた建設的・積極的なものとなりました。

「教員の勤務時間管理」

については、管理職の管理責任を明確にしました。また、「教職調整額制度の下で残業時間が増大している

うこと」で「時間外勤務の抑制」を検討すると述べて

います。そのため、「教職調整額制度に代えて時間外勤務手当制度を導入すること

とは一つの有効な方策である」とし、「勤務時間とし

今回の「まとめ」は、①給特法のもとでは、恒常化

している長時間過密労働を改善することはできないことを明確にし、②学校にふさわしい時間外勤務手当制度を検討課題とし、③教職

的な中身を実現していくことは容易ではありません。文科行政の根本的な改革をめぐりつつ、教職員の長時間過密労働の具体的な縮減に向けたとりくみをすすめていく必要があります。

（全教生権局長 蟹沢昭三）